
(2)





## 

私たちは，図書館のさまざまな資料•情報から，読書の喜びを得ると共に，自ら調べ，考え，判断して課題を解決します。図書館の資料収集を制約したり，検閲したり，収集した資料を書架から撤去，廃重することは，利用者の判断の幅をせばめます。どんな事実や表現も，制限されることな く図書館に蓄積されていくことで，後世の人々も，知る自由と学ぶ権利を保障されます。

## 

図書館は，赤ちゃんからお年寄りまで，図書館に足を運べない人も，通常の資料では利用できな い人も，外国人も，誰もがいつでも利用できる「本と情報のある広場」です。身近な図書館を「無料」で利用できることが，教育•情報格差をなくし，住みよいまちづくりを応援します。

## 

資料•情報は幅広く豊富なほど役にたちます。図書館には，世界を知る資料から地域や生活の最新情報まで，古今東西の㕡智が，体采的に分類•整理•保存されていることが大切です。図書館は，私たち一人一人の読書の喜びのため，課題解決のためなど，さまざまな要望に応じて，より効果的•効率的に資料や情報を提供してくれるところです。

## 

瞣沢な資料と情報があったとしても，必要な人に，必要とする時に手渡すことができなければ意味がありません。社会が複維化し情報過多であればあるほど，収集•整理•保存•提供には専門知識と経験が必要です。職務倫理を備え，実務経験を積み重ねた職員，館長のいる司書職制度が確立 した図書館が公共サービスを支え，質を高めます。

## 五 利用者のプライパシーを守る図雃館

私たちがいつ何を読み，どう利用したかはプライバシーの問題であり，図書館は，業務上知り得 た秘密を外部に漏らさないという責務を負います。利用者の個人情報はもちろん，どのような種類 の資料•情報もプライバシーを侵害されることなく安心して入手，利用できる図書館が，個人の尊厳に配慮した成熟社会へ遒いてくれます。

## 

図書館協議会は，よりよい図書館運営のために，利用者の代表が館長の䛇問に応じるとともに，館長に意見を述べる大切な機関です。協議会が効果的に機能するためには，正確で公正な情報公開 がなくてはなりません。市民の意思を十分反映できるように，開かれた図書館協議会を設置するこ とが重要です。

## 

「図書館」は，法令上「教育機関」です。生涯学習の执点である図書館は，さまざまな介入や干渉 に左右されてはなりません。首長部局から独立した教育委員会において，公の責任のもと，直接，管理運営することで，中立性と公平性，専門性も継続され，市民の声が届きやすくなります。

